

（その1）

令和 4 年分

（ 年 月 日開催分）

収支報告書

（ふりがな）

1 政治団体の名称

にっぽんいしんのかいさかいしあかいしあかいしあ
日本維新の会堺市堺区支部

〒 590-0023

2 主たる事務所の所在地

大阪府堺市堺区南三国ヶ丘町3-5-24

3 代表者の氏名

井関 貴史

4 会計責任者の氏名

上村 太一

事務担当者の氏名

（電話）

（電話）

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 _____ （現・候）

（選挙区） _____ 選挙区

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

政治団体の区分

政 党

政 党 の 支 部

政 治 資 金 団 体

政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体

そ の 他 の 政 治 団 体

そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分

2 以上 の 都 道 府 県 の 区 域 等

同 一 の 都 道 府 県 の 区 域 内

国会議員関係政治団体の区分

政 治 資 金 規 正 法 第 19 条 の 7 第 1 項 第 1 号 に 係 る 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体

政 治 資 金 規 正 法 第 19 条 の 7 第 1 項 第 2 号 に 係 る 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体

公職の候補者の氏名 _____

公職の種類 _____ （現・候）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで



団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
PY0040	R 0 4	R 0 5 0 3 0 3	R	6 1 2 0

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
			9 9 5	8 8 0
(前年からの繰越額)			6 8 1	8 7 3
(本年の収入額)			3 1 4	0 0 7
支 出 総 額			1 9 6	9 6 3
翌年への繰越額			7 9 8	9 1 7

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額	十億	百万	千	円
員 数				

(2) 寄 附					
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附					
(うち特定寄附)					
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附					
小計(ア)+(イ)+(ウ)					
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					
イ 政党匿名寄附					
合 計(ア+イ)					

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入												
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額									年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	円			
日本維新の会 大阪府総支部			3	1	4	0	0	0		R4. 3. 10	大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル2F	
こ の 頁 の 小 計			3	1	4	0	0	0				<
合 計			3	1	4	0	0	0				/

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表													
項 目		金 額										備 考	
		十億	百万	千	円								
1	経常経費												
(1)	人件費												0
(2)	光熱水費												0
(3)	備品・消耗品費							4	5	3	6		／
(4)	事務所費						2	4	8	9	5		／
	小計						2	9	4	3	1		／
2	政治活動費												
(1)	組織活動費						5	8	4	8	2		／
(2)	選挙関係費												0
(3)	機関紙誌の発行費 その他の事業費					1	0	9	0	5	0		／
	(ア機関紙誌の発行事業費)						6	1	0	5	0		／
	(イ宣伝事業費)						4	8	0	0	0		／
	(ウ政治資金パーティー開催事業費)												0
	(エその他の事業費)												0
(4)	調査研究費												0
(5)	寄附・交付金												0
(6)	その他の経費												0
	小計					1	6	7	5	3	2		／
	合計					1	9	6	9	6	3		／

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分 備品・消耗品費			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	円				
			4	5	3	6		
この頁の小計								
その他の支出			4	5	3	6		
合計			4	5	3	6		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分 事務所費（郵便代）			
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	円					
			2	4	8	9	5		
この頁の小計									
その他の支出			2	4	8	9	5		
合計			2	4	8	9	5		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (機関紙新聞折り込み代)			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
機関紙新聞折り込み代			61050		R4.5.26	産経新聞 堺東専売所	堺区北花田口町3-2-1	
この頁の小計								
その他の支出			61050					
合計			61050					

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 3 月 3 日

政治団体の名称 日本維新の会 堺市堺区支部

会計責任者の氏名 上村 太一



解散の場合のみ下欄を記入すること

(代表者の氏名



(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 「(代表者の氏名)」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。